

○印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和54年1月31日条例第2号

改正

昭和59年3月19日条例第13号
昭和60年3月25日条例第8号
昭和62年3月13日条例第7号
平成2年3月13日条例第12号
平成2年9月17日条例第19号
平成3年9月17日条例第20号
平成7年3月30日条例第14号
平成8年3月26日条例第63号
平成9年3月12日条例第12号
平成10年9月29日条例第27号
平成11年3月19日条例第10号
平成12年3月15日条例第9号
平成14年3月6日条例第8号
平成16年3月26日条例第9号
平成22年3月17日条例第92号
平成23年12月26日条例第28号
平成24年3月28日条例第10号
平成25年12月19日条例第54号
平成31年3月22日条例第22号
令和5年6月27日条例第20号

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、公民館の設置及び管理並びに印西市公民館運営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央公民館	印西市大森3934番地1
印西市立小林公民館	印西市小林北五丁目1番地6
印西市立そうふけ公民館	印西市原三丁目4番地
印西市立印旛公民館	印西市瀬戸1518番地
印西市立本埜公民館	印西市中根1375番地

2 公民館の対象区域は、別に印西市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」

という。)で定める。

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 公民館を使用しようとする者は、公民館の対象区域内の住民とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

(1) 法第23条の規定に該当する行為の使用と認めたとき。

(2) 施設又は設備を破損するおそれがあると認めたとき。

(3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(4) その他公民館の管理運営上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。

(2) 使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用に関し、館長の指示に違反し、又は使用上遵守する事項に違反したとき。

2 教育委員会は、公民館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、許可の変更又は取消しをすることができる。

3 使用許可の取消し等により使用者が損害を生じてもその賠償の責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、次により算出された額の使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

(1) 公民館の施設 別表第1に掲げる額

(2) 公民館の備品 別表第2に掲げる額

(使用料の減免)

第9条 市長が次に該当すると認める場合は、その使用料を減免することができる。

(1) 市がその事務事業を行う場合

(2) 国又は公共団体が市の施策に関連する事業を行う場合

(3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(4) 教育委員会が認めた社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う場合

(5) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(6) その他特に市長が必要と認めた場合

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第11条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。ただし、館長は、非常勤の職員をもって充てることができるものとし、その任期は、2年とする。

(公民館運営審議会の設置)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

(印西町公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 印西町公民館条例（昭和29年条例第31号）

(2) 印西町公民館使用条例（昭和29年条例第32号）

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、印旛村公民館設置条例（昭和51年印旛村条例第8号）又は本埜村公民館の設置及び管理に関する条例（平成15年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の条例の規定の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第13号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第7号）

この条例は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第12号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月17日条例第19号）

この条例は、平成2年10月15日から施行する。

附 則（平成3年9月17日条例第20号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第63号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月12日条例第12号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月29日条例第27号）

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表の改正規定中印西市立永治公民館に係る部分は、同年4月26日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月6日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第9号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第92号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行日の前日までに、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により課した、又は課すべきであった印西市立印旛公民館体育館及び印西市立中央公民館宗像分館の使用に係る使用料については、同条例の規定の例による。

3 第2条の規定の施行日の前日までの公民館の使用に係る使用料については、

同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定の例による。

(準備行為)

- 4 第2条の規定による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定による使用料の納入手続その他同条を施行するために必要な準備行為は、同条の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成24年3月28日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に印西市公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)である者は、引き続き改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき委嘱された委員とみなす。

附 則 (平成25年12月19日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年6月27日条例第20号)

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 (第8条)

- 1 印西市立中央公民館

(1時間につき)

室名	使用料
第1会議室	160円
第2会議室	160円
第3会議室	320円
学級講座室	320円
和室	320円
研修室	320円

調理実習室	430円
視聴覚室	650円
幼児室	160円
講堂	1,780円

2 印西市立小林公民館

(1時間につき)

室名	使用料
集会室 1	360円
集会室 2	180円
集会室 3	180円
和室 1	230円
和室 2	230円
工芸室	310円
調理実習室	470円
視聴覚室	590円
遊戯室	260円
ホール	950円

3 印西市立そうふけ公民館

(1時間につき)

室名	使用料
会議室	310円
研修室 1	320円
研修室 2	320円
和室	370円
創作活動室	370円
調理室	470円
視聴覚室	700円
多目的室	1,330円

4 印西市立印旛公民館

(1時間につき)

室名	使用料
第1研修室	240円
第2研修室	190円
第3研修室	260円
第4研修室	190円
和室	470円
工芸室	150円
調理実習室	510円

視聴覚室	490円
大会議室	1,420円

5 印西市立本埜公民館

(1時間につき)

室名	使用料
団体研修室 1	360円
団体研修室 2	360円
団体研修室 3	360円
団体研修室 4	360円
文化教養室	300円
情報学習室	250円
美術工芸室	300円
調理実習室 1	320円
調理実習室 2	430円
視聴覚室	800円
音楽室	600円
多目的ホール	2,170円 (半面)

別表第2 (第8条)

品目	回数	使用料
陶芸窯	1回	2,200円